平成２２年（フ）第４３３号
青森市古川３丁目11番19号　しゅろすマンション３－Ｂ
債務者　山上　京子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
青森県弘前市大字取上４丁目11番地51
債務者　水上恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１３号
青森県弘前市大字大開３丁目１番地８
債務者　猪股　賢豊
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２４号
青森県弘前市大字城東５丁目11番地８
債務者　三浦　千鶴（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３３号
青森県弘前市大字新町200番地
債務者　高橋　康浩
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１６５号
松江市東津田町2168番地598　東光台コーポＢ203、前住所大阪府豊中市庄内幸町３丁目24番９－203号
債務者　安藤　孝幸
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８９号
和歌山市三葛663番地の６
債務者　三目妃登美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１９号
北海道旭川市末広４条７丁目５番６号　花園ハイツ第１―201号室、住民票上の住所北海道旭川市末広５条11丁目６番１号　フォレスト101号
債務者　佐藤　　努
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３４号
北海道旭川市豊岡６条５丁目５番６号　グリーンハイム103
債務者　竹内　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４１号
北海道旭川市川端町４条７丁目４番18号　イーグル４・７―101号
債務者　大津　まゆ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４３号
北海道旭川市東光５条１丁目３番７号　東光ハイツ
債務者　近江　利江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４４号
北海道旭川市６条通18丁目　ロジェパルク206号、住民票上の住所北海道札幌市西区発寒８条11丁目１番27―711号
債務者　岩本　哲夫
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４７号
北海道旭川市１条通４丁目172番地　伊藤方
債務者　内嶋三津子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４９号
北海道旭川市永山２条14丁目２番６号　ラルジュＣ棟208
債務者　石村あすか
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５１号
横浜市磯子区岡村４丁目25番41号　コーポ梅101号
債務者　近藤みちる
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部